

藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について
藤沢市公民館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2011年（平成23年）3月21日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成23年4月1日

ただし、第4条の改正規定は、平成23年7月1日から施行する。

提案理由

この規則を提出したのは、藤沢市公民館条例の一部改正に伴い、所要の改正をするとともに、公民館の使用手続きについての規定を整備する必要がある。

藤沢市公民館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 岩本育子

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市公民館条例施行規則（昭和34年藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「各公民館」を「生涯学習部生涯学習課」に改める。

第6条に次の1項を加える。

4 教育委員会は、条例第6条第5項の規定により公民館の使用許可を取り消すときは、公民館使用許可取消書により使用許可を受けたものに通知するものとする。

第8条に次の4項を加える。

5 教育委員会は、公民館利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公民館利用団体の登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により公民館利用団体としての登録を受けたとき。

(2) 施設等の管理上支障のある行為を行ったと認められたとき。

6 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体としての登録を取り消したときは、公民館利用団体登録取消決定通知書により当該公民館利用団体の代表者に通知するものとする。

7 前項の通知を受けた公民館利用団体は、公民館団体登録カードを教育委員会に返還しなければならない。

8 教育委員会は、第5項の規定により公民館利用団体としての登録を取り消した場合において、当該取消を決定した日以後に当該公民館利用団体が使用の許可を受けている施設の使用許可区分があるときは、当該使用許可区分に係る使用の許可を取り消すことができる。

第9条第1項中「第5条第1項第2号アに掲げる休館日」を「1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成23年7月1日から施行する。

藤沢市公民館条例施行規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(庶務)</p> <p>第 4 条 審議会の庶務は、<u>生涯学習部生涯学習課</u>において総括し、及び処理する。</p> <p>(使用申請手続等)</p> <p>第 6 条 条例第 6 条第 1 項に規定する申請は、公民館使用申請書を教育委員会に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第 6 条第 2 項の規定により行われた申請については、前項の申請書により行われたものとみなして、次項の規定を適用する。</p> <p>3 教育委員会は、第 1 項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。</p> <p><u>4 教育委員会は、条例第 6 条第 5 項の規定により公民館の使用許可を取り消すときは、公民館使用許可取消書により使用許可を受けたものに通知するものとする。</u></p> <p>(規則で定める団体)</p> <p>第 8 条 条例第 6 条第 2 項に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれにも該当する団体として公民館に登録されたものとする。</p> <p>(1) 団体が 5 人以上の者によつて組織されており、かつ、当該団体を組織する者の半数以上の者がこの市の区域内に居住している者であること。</p> <p>(2) 団体の活動の主たる区域がこの市の区域であること。</p> <p>(3) 団体が計画的な活動を継続していること。</p> <p>(4) 団体の運営が当該団体を組織する者によつて自主的に行われているこ</p>	<p>(庶務)</p> <p>第 4 条 審議会の庶務は、<u>各公民館</u>において総括し、及び処理する。</p> <p>(使用申請手続等)</p> <p>第 6 条 条例第 6 条第 1 項に規定する申請は、公民館使用申請書を教育委員会に提出して行うものとする。</p> <p>2 条例第 6 条第 2 項の規定により行われた申請については、前項の申請書により行われたものとみなして、次項の規定を適用する。</p> <p>3 教育委員会は、第 1 項の規定による申請があつたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>(規則で定める団体)</p> <p>第 8 条 条例第 6 条第 2 項に規定する規則で定める団体は、次の各号のいずれにも該当する団体として公民館に登録されたものとする。</p> <p>(1) 団体が 5 人以上の者によつて組織されており、かつ、当該団体を組織する者の半数以上の者がこの市の区域内に居住している者であること。</p> <p>(2) 団体の活動の主たる区域がこの市の区域であること。</p> <p>(3) 団体が計画的な活動を継続していること。</p> <p>(4) 団体の運営が当該団体を組織する者によつて自主的に行われているこ</p>

と。

- 2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録届出書を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の届出書が提出されたときは、当該届出書に記載された団体が第 1 項の要件を備えていることを確認し、要件を備えている団体を公民館利用団体(条例第 6 条第 2 項の申請をすることができる団体をいう。以下同じ。)として登録するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体として登録したときは、当該届出人に公民館団体登録カードを交付するものとする。
- 5 教育委員会は、公民館利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公民館利用団体の登録を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により公民館利用団体としての登録を受けたとき。
 - (2) 施設等の管理上支障のある行為を行ったと認めるとき。
- 6 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体としての登録を取り消したときは、公民館利用団体登録取消決定通知書により当該公民館利用団体の代表者に通知するものとする。
- 7 前項の通知を受けた公民館利用団体は、公民館団体登録カードを教育委員会に返還しなければならない。
- 8 教育委員会は、第 5 項の規定により公民館利用団体としての登録を取り消した場合において、当該取消を決定した日以後に当該公民館利用団体が使用の許可を受けている施設の使用許可区分があるときは、当該使用許可区分に係る使用の許可を取り消すことができる。

(使用の取りやめの届出)

第 9 条 条例第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による申請をしたもので、当該申

と。

- 2 前項の登録を受けようとするものは、公民館利用団体登録届出書を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の届出書が提出されたときは、当該届出書に記載された団体が第 1 項の要件を備えていることを確認し、要件を備えている団体を公民館利用団体(条例第 6 条第 2 項の申請をすることができる団体をいう。以下同じ。)として登録するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の規定により公民館利用団体として登録したときは、当該届出人に公民館団体登録カードを交付するものとする。

(使用の取りやめの届出)

第 9 条 条例第 6 条第 1 項又は第 2 項の規定による申請をしたもので、当該申

請を受理され、又は使用を許可されたものがその使用を取りやめようとするときは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間(1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。)に公民館使用取りやめ届を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 第8条第3項の規定により登録された団体(条例第8条の規定による使用料の減額又は免除の決定を受けたものを除く。)は、電子情報処理組織を使用して前項の届出をすることができる。

附 則(平成23年教委規則第 号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成23年7月1日から施行する。

請を受理され、又は使用を許可されたものがその使用を取りやめようとするときは、当該公民館を使用しようとする日の前日までの間(第5条第1項第2号アに掲げる休館日を除く。)に公民館使用取りやめ届を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 第8条第3項の規定により登録された団体(条例第8条の規定による使用料の減額又は免除の決定を受けたものを除く。)は、電子情報処理組織を使用して前項の届出をすることができる。